新宿区立学校長

学校運営課長 (公印省略)

学校給食実施基準の一部改正について (通知)

日頃から、学校給食の適切な実施について、御尽力いただき感謝申し上げます。 この度、東京都教育庁地域教育支援部健康教育担当課長から学校給食実施基準の一部改 正について通知がありました。

ついては、別紙のとおり送付しますので、学校給食法第8条の趣旨を踏まえ、引き続き、本基準に照らした適切な学校給食の実施に努めていただきますようお願いいたします。 なお、新宿区の取り扱いは下記のとおりです。

記

- 1 改正後の献立反映 令和3年4月から
- 2 栄養計算システム(カロリーメイクの栄養価)の反映 「新宿区立学校給食の栄養価計算基準値」のとおりとする。 別紙「カロリーメイクの栄養価基準値設定の変更方法について」を参照し、各校で変更 を行ってください。

(担当) 学校運営課保健給食係 香取·本田(内線 6174・6173)

新宿区立学校給食の栄養価計算基準値

令和3年4月から使用

区分	小学校中学年	中学校
一人分量(g)	6 5 0	7 8 0
エネルギー(kcal)	6 5 0	8 3 0
たんぱく質(g)	2 6	3 3
脂質(g)	2 1	2 6
炭水化物(g)	8 9	1 1 4
ナトリウム(mg)	7 9 0	1 0 0 0
カルシウム(mg)	3 5 0	4 5 0
マグネシウム(mg)	5 0	1 2 0
鉄(mg)	3	4. 5
亜鉛(mg)	2	3
ビタミン A (μg レチノール当量)	2 0 0	3 0 0
ビタミンB 1 (mg)	0. 4	0. 5
ビタミンB 2 (mg)	0. 4	0. 6
ビタミンC(mg)	2 5	3 5
食物繊維(g)	4. 5	7
食塩相当量(g)	2. 0	2. 5
P(%)	1 6	1 6
F(%)	2 9	2 9
C(%)	5 5	5 5